清代巴縣農村の租佃實態

――「抗租」「騙租」と「主客關係」――

凌　鵬

はじめに
第一章　租佃關係に對する三種の見解
第二章　中央と地方の「抗租」と「欠租」
第三章　同治朝巴縣の「抗租」訴訟
第四章　「欠租」「捐租」と「騙租」
第五章　「主客關係」――同治時期巴縣の租佃關係に對する理解
むすびにかえて

はじめに

宋代以降、地主・佃戸關係は中國社會の一つの重要な社會關係となった。明清時代には、地主・佃戸關係との關わりで「抗租運動」がしばしば起こり、中央政府もこれについてさまざまな法律を制定し政策を實施した。特に近代になると、地主・佃戸間の鬪爭は二〇世紀の中國政治・社會に大きく影響を與える重要な要素となり、中國革命の原因の一つになった。地主・佃戸關係が近世以來の中國史を研究する上で、重要な課題であることは疑いを容れない。

しかし、一九八〇年代以來、中國の租佃關係に對する研究は減少傾向にある。その原因としては、理論上と史料上の雙方に問題があることがわかる。よって本稿はまず、從來の租佃關係についての諸理解をまとめ、これを前提として、新しい視點・新しい史料を利用して、中國の傳統的租佃關係を再考する。

第一章　租佃關係に對する三種の見解

傳統的な地主・佃戶關係について、從來の學界にはおおよそ三種類の見解があった。そして、この三種の見解の背後には、中國の近世社會全體に對する三つの理解が存在している。ここで言う三つとは次のようなものである。

（一）「倫理論」による地主・佃戶關係理解

これは二〇世紀前半期の中國で重要な思想になった。それを代表するのが梁漱溟氏と費孝通氏である。

この見解を簡潔に言えば、中國の傳統社會の中で、儒家イデオロギーとその影響力の結果として、儒家の倫理規範は人々の行爲を大きく左右するものとなった。儒教が目ざす倫理的社會にあっては、租佃關係中の地主と佃戶雙方の行爲は、主に倫理規範に從って規定される。例えば、梁漱溟氏は、中國は「倫理本位」の社會であり、全ての社會關係が「倫理關係」であると理解し、社會關係中の「情誼」と「義務」を强調した(1)。また、費孝通氏は、傳統道德と慣習の影響の下では、地主は過度に佃戶を搾取するまでには至らず、佃戶も道理に反して租を納める必要はなかったとされた(2)。なお、日本の中國史研究においても、戰前の「共同體」論にはこうした「倫理論」と相通ずる側面があろう(3)。

この見解の背後には、中國傳統社會についての基本的な考え方が存在している。すなわち、中國社會の觀念のうち、特に儒家思想の「倫理性」を重視し、人々の行爲は主に倫理觀念の支配下においてなされるという理解である。しかし、ここには重大な問題點が二つある。第一に、租佃關係の本質とは倫理關係ではなく、經濟關係だということである。租佃の

倫理というものは本來、儒家經典の中には存在しない。第二に、この見解に基づけば、中國傳統社會の租佃關係の中の「減免」「互助」などの現象は說明しうるが、明淸時代の地主・佃戶の間に頻發した「欠租」「抗租」などの激しい租佃紛爭を解釋しがたくなってしまうことである。それでは、ここに言う租佃の倫理については、どのように理解すればよいのだろうか。

（二）「階級論」による地主・佃戶關係理解

「倫理論」の理解とほぼ同時に、マルクス主義の影響によって「階級論」の地主・佃戶關係がもう一つの重要な理解となった。[4]「階級論」によると、地主・佃戶は中國封建社會で相對立する階級であり、租佃關係の本質は、地主による經濟的強制を超えた佃戶からの搾取にあるとする。田主・佃戶の身分法研究の源流もここにある。地主・佃戶關係の本質は、「倫理論」の主張する倫理關係ではなく、利益をめぐる對立階級間の激しい鬪爭である。そして、この階級對立こそ中國史の發展を推進する根本的な動力と見なされた。

中國では、この地主・佃戶に對する「階級論」的理解は、五〇年代から八〇年代まで、唯一の「正しい」理解として認められてきた。[5]もちろん、その中では諸學派の論爭があったが、基本的な考え方に變わりはなかった。日本の東洋史學界においても、四〇年代末から六〇年代には、階級論による地主・佃戶研究が主要な潮流となった。[6]「階級論」の影響の下に、地主の佃戶に對する搾取と佃戶の地主に對する鬪爭が、研究上の重要なテーマになったのである。ここからは、租佃關係の變遷、賦役制度の變動、さらには商品經濟の發展などの成果が引き出されている。

「階級論」に立てば、確かに地主・佃戶の間の各種の矛盾と紛爭を合理的に解釋することができる。しかしここにも二つの問題がある。第一に、地主・佃戶間の各種の紛爭の具體的な原因を考えずに、全てを「階級鬪爭」概念の中に含めるのは適切であろうか。第二に、これらの鬪爭・紛爭と竝行して頻繁に行われた「減免」「互助」の行爲について、「階級

論」は十分な説明を果たすことができないのである。

（三）「經濟論」による地主・佃戸關係理解

八〇年代末になると、中國では、地主・佃戸關係に對する經濟論的研究が「階級論」に取って代わり、中國の近世以來の租佃關係研究の主流となった。

この「經濟論」の視點から見ると、地主の土地所有量、各地の實際の地租率、佃戸が總人口に占める比率、農民の生活水準などの問題が、地主・佃戸關係を研究する際の重要な問題になった。これらの研究によって、新たな租佃關係の像が徐々に形づくられていった。例えば、土地所有は分散した狀況下にあり、地租率はある程度まで適切で、佃戸の人口比率は豫想より少なく、農民の生活水準も「階級論」が豫想するより高い等の結論が提出された。[7] この「經濟論」的理論は、「階級論」による地主・佃戸像を打破し、中國傳統の租佃關係は經濟規律に相應しいものだという結論を出したのである。

この「經濟論」の背後には、中國傳統社會の人々も現代人のような「合理的經濟人」であるという理解がある。これによると、中國の傳統的な租佃關係は、地主・佃戸が經濟的合理性によって利益と損失を考え、お互いに合意を形成し、契約によって確立する經濟關係である。[8] 日本では、一九五〇年代、宮崎市定氏がすでに中國近世社會の資本主義性を强調し、近世以來の租佃關係を契約關係として理解している。[9]

しかし、この見解の問題は、第一に、租佃關係を純粹な經濟關係として理解すると、特殊な租佃關係、例えば徽州の「佃僕制度」などについて解釋しがたいこと。第二に、租佃關係に關わる訴訟案件の中に、「經濟的合理性」に反する紛爭と訴訟が多く存在したことである。「合理的經濟人」という前提から、これらの問題を論理的に解釋することは難しい。

以上が、租佃關係から見た中國近世社會に對する最も基本的な視點である。それ以外の租佃關係の研究も、この三種の見解に研究視角を負って發展している。日本では七〇年代以降、階級論を捨てて、租佃關係に關わる新しい側面が注目さ

れたが、それは例えば同族關係と在地勢力[10]、政治・宗教思想等[11]であった。そして、八〇年代以降の地域社會研究の中から、租佃關係に關わる研究も幾つか登場している[12]。これらの研究は主に「租佃關係」に影響を與えた外部の要素を重視したものだが（つまり何が租佃關係に影響をしたのか）、しかし「租佃關係」それ自體（つまり租佃關係とは何か）の新たな理解は提出されていない。

以上の三種の見解はそれぞれに問題點があるが、中國傳統の租佃關係の各側面に對して、いずれも重要な見解を提出している。そして、これらの三つの側面を總合することによって、中國の傳統的租佃關係の總體圖を描くことができよう。一方では、租佃關係の中に、「減免」「互助」など倫理的な行爲が多く存在していた。一方では、地主・佃戶の間に、「欠租」「抗租」など主佃の紛爭が同じく存在した。同時に、租佃關係は經濟關係であるから、その經濟的な性格も一つの重要な側面となるのである。

しかし、この三つの側面を如何に總合的に解釋するのかについて、從來の研究は說得的な議論を展開できなかったように思われる。よって、この問題を解決するためには、租佃關係に對する新たな視點が必要である。この點について最も重要なのは、當時の人々が「租佃關係」に對してどのような理解をもち、どのように租佃關係の懸案を處理していたのか、という問題ではないか。

周知の通り、中國の宋代以降の近世社會に、社會と經濟の發達に伴って、傳統的な家庭・宗族・政治と異なる「社會」という領域が著しく成長し、中國人の日常生活の重要な部分になった。例えば、農業中の租佃關係、手工業中の師徒關係、商業中の雇用關係などが大量に現れた。これらの關係は、それまでの古代・中世の傳統的な家庭・宗族・政治の倫理規範では直接的に處理できない關係である。したがって、これらの新しい「社會關係」に對して、近世以來の中國人はどう理解したのか、また、これに關わってどう問題を處理したのかが、重要な研究テーマとなるのである。

この問題を研究する上で、先行研究が利用した史料よりもさらに具體的かつ豊富な史料がある。それは地方檔案であり、まず擧げられるのが『巴縣檔案』である。『巴縣檔案』の中の租佃に關わる訴訟檔案は、租佃關係を理解するための格好の素材である。まず、『巴縣檔案』の中に、訴訟狀（稟狀・訴狀・告狀など各種類の文書を含む）・供詞・租佃契約など各種様々な史料があるから、租佃案件自體は言うまでもなく、地主・佃戶に關する周邊の多様な情報も讀み取りうる。第二に、最も重要なのは、案件の過程と結果だけではなく、當事者の租佃關係と租佃紛爭に對する理解、さらには、それに基づく處理方法までも窺いうる。これは他の史料、例えば正史・實錄・文集・地方志などでは提供できない貴重なものとなろう。第三に、訴訟狀の中に、訟師の書いた「定型句」が多く存在しているが、その「定型句」自體が、地方社會全體の租佃關係についての感覺と理解を示しているのである。したがって、『巴縣檔案』中の租佃關係に關わる訴訟檔案が、新たな視點から研究を目指すのに相應しい史料であることは疑いを容れない。

本稿では以下、地主・佃戶の各種の訴訟案件の中から、「田租に關する訴訟」の案件を取り上げ、ここを出發點として地主・佃戶關係に檢討を加えたい。まず、地主・佃戶間の田租をめぐる紛爭は單なる「抗租」案件ではなく、それ以外にも、「欠租」「捎租」「騙租」[13]など多様な案件が大量に存在した。そして、「欠租」「捎租」「騙租」「抗租」という區分の分析を通じて、當時の地主・佃戶たちが租佃關係ついて如何なる理解を持っていたのかを明らかにすることで、中國傳統社會の「租佃關係」自體の再構築をおこないたい。

ただしその前に、こうした「抗租」「欠租」の區分に關わる案件が、清代の實錄や地方文獻の中でどのように扱われているのかという問題について、明確にしておく必要がある。

第二章　中央と地方の「抗租」と「欠租」

地主・佃戶間の田租紛爭を論ずる場合、もっとも重要なのは「抗租」という概念である。從來の研究では、集團的な激

しい「抗租運動」はもちろん、それ以外の日常的な田主・佃戸の間の「欠租」などの行爲も、「抗租」という用語に含めて考えられてきた。例えば、森正夫氏は學界の「抗租」概念について、一般的な意味を以下のように說明している。

「抗租、租に抗うとは、日本における地主制の用語を借りてきわめて一般的にいえば、小作人に當たる佃戸（あるいは佃農など）が、地主に見あう田主（あるいは業主など）に抵抗して、小作料になぞらえることのできる租の支拂いを拒否する行動である。私たちは、從來、欠租、逋租といわれる小作料の未拂いや滯納、しかも生活費用の不足からやむをえず行われる個々の佃戸のささやかな抵抗など、その佃戸にとってはなみなみならぬ緊張を要する嚴しい決斷をともなうものではあっても、外側から見れば消極的な行動としてのそれにとどまるものをも含めて、抗租の語を用いてきた」(14)。

八〇年代以降になっても、「抗租」に對する理解は變わることなく、これが研究上の基本的な認識であった。傳統的史料に制約のあることが、このような認識が續いた原因である(15)。しかし、具體例に卽して史料をより精密に見れば、當時の人々にとっては、「抗租」と「欠租」「揂租」などを區別して考えることが、重要であったということが分かってくる。

例えば、森正夫氏によれば、清代史料の中に「抗租」という言葉が初めて現れるのは雍正十三年、卽位したばかりの乾隆帝が下した諭旨に見られるとする。それは「壬午、佃租を減らすことを勸む。……若し彼の刁頑なる佃戸、此れを藉りて觀望し遷延せば、則ちなお抗租の罪を以て治めよ」とあるものである(16)。

「此れを藉りて」の意味は、乾隆帝の「諭旨」（租を減免せよと勸める諭旨）を利用して抗租するということである。

またそれ以外に、乾隆十一年八月壬辰の上諭の中に、「羅日光、羅日照等の聚衆抗租事件」に對して「豈に佃戸自ら額數を減らし、抗して租を交めざるに任すの理あらんや」という諭旨がある(17)。そして、乾隆二十三年十一月、江蘇省崇明縣の「聚衆抗租事件」に對しても、「刁民、詞を藉りて租を抗すること、已に嚴禁を干す」という諭旨がある(18)。

實錄の三例から見ると、「抗租」という案例には二つ重要な特徵がある。第一に、主に集團的な行動、すなわち「聚衆」の例が多いこと。第二に、「藉此」「藉詞抗租」など抗租行爲を主張する公開的な理由があることである(19)。

しかし、租佃關係をめぐる紛糾には、「抗租」以外の別の事件も存在した。例えば、同じ『清高宗實錄』の中に、「抗租」とは異なる「欠租」「捐租」の案件も登場している。「捐租」案件について、例えば乾隆三十四年四月壬申日の上諭では、「馬元功は田を佃し、租を捐して完納せざるを以て、業主に控告せられ、乃るに老を恃みて公堂に咆哮す。治むるに枷號の罪を以てするは、原よりまさに得べき所なり」という。(20)

これは「捐租」の案件であるから、最終の處罰は「治以枷號之罪」であって、大清律例「抗租禁止條例」條の「杖八十」ではない。(21) ただし、この處罰の原因はおそらく「捐租」の罪にあるのではなく、「恃老咆哮公堂」であろう。

またそれ以外に、「欠租」の案件も存在した。例えば乾隆三十六年八月壬辰の上諭の中に、「案情を細閲するに、段興邦は佃戸の欠租細事を以て官に告し斷追せしむ、已に安分の人に非ず」とある。(22)

この案件に見られるように、「欠租」は「細事」と見なされた。そして、「欠租細事」のために佃戸を訴えた田主は、却って「非安分之人」として批判された。

この二つの事件と「抗租」事件の間には、大きな差異が見えるだろう。第一に、佃戸たちは「捐租」、「欠租」をする時、「抗租」のような公然と納租義務を拒否する「理由」（すなわち「詞」）を持っていなかったことである。第二に、政府の「捐租」、「欠租」案件に對する態度と「抗租」案件に對する態度には、大きな落差が見られることである。

實際に、「抗租」案件と「欠租」案件との區分は、中央政府レベルだけではなく、地方官レベルにも普遍的に存在していた。例えば、陳弘謀は江蘇巡撫再任中に公布した「業佃公平收租示」の中で、「竟に無良の輩有り、名を藉りて報災し、觀望し延挨し、完租するを肯んぜず。收むる所の米穀をもって藏匿して質當す。更に奸徒有り、倡えて還租せざるの說を爲し、把持して糾約し、還租するを許さず」と述べた。(23)

ここでも、陳弘謀は一般的な「欠租」、「騙租」事件（竟有無良之輩……）と「抗租」事件（更有奸徒……）を區別している。

そして、『江蘇省例續編』の中に、「不准妄栴佃戶竝收禁」という例があり、「思わざりき、佃戸尋常の欠租は、竝びに重大の罪名無し。焉んぞ輕易に囹圄に收入すべけんや。……その衆を集めて抗霸する者、原より法を盡して懲辦せざる能わず。如し欠く所に限り有るも、栴號して收禁せば、幾ど身家を保つ莫きを致す、殊に恤佃の道に非ず」[24]。

ここからは、政府文書の中に、佃戸の「抗租」行爲と「欠租」行爲との區分が明確に存在していることが看取できる。もちろん、「抗租」と「欠租」を混用した例も存在することは言うまでもないが、當時の人々にとってはそこに大きな區分があったのである。

しかし、これだけの史料では、「抗租」と「欠租」の差異とそれぞれの意味を明確にすることはできない。したがって、以下の第三章では、同治時代巴縣の具體的な「抗租」案件を通じて、「抗租」という用語の持つ意味を檢討する。

第三章　同治朝巴縣の「抗租」訴訟

具體的な分析に入る前に、巴縣の自然狀況と租佃制度について、簡單に說明しておきたい。巴縣は四川盆地の東部外緣にあり、縣城は現在の重慶市市內に所在した。同治時代の巴縣の範圍は、縣城所在の半島（嘉陵江と長江の合流地點）、半島と繫がる西部と北部、さらに長江以南の廣大な地域に相當する。四川盆地の外緣であるから、全域は山間地帶に當たり、特に長江以南の廣大な地域は典型的な山嶽地形で、土地も貧瘠である。一方、巴縣の氣象條件は、氣溫は亞熱帶性で、一年間の月平均氣溫は零度以上、降水量・濕氣ともに多く、農耕に適する。したがって、巴縣の大部分の田地では二期作が可能であり、秋は稻、春は麥・豆などの雜穀が收穫できる。租佃關係について言えば、田主に收める租穀は稻で、雜穀はすべて佃戶の所有に屬するものとなる[25]。

巴縣の租佃關係は大まかに二種類に分けられ、一つは佃田（水田を借りる）、もう一つは佃土（山土を借りる）である。山土の生產量は田土よりはるかに低いので、佃土の佃戶は一般的に言って貧困であった。同治時代巴縣の租佃關係において、

佃田の大多數は實物定額租、次いで實物の割合租であり、貨幣地租のケースは極めて少ない。それ以外の重要な特色として、巴縣の租佃制度には、押佃制度（敷金制度）が普遍的に存在していた。押佃銀の額は佃租の高さと反比例關係にある。したがって、佃戸の間で轉佃（自分の借りた田地をまた別人に貸す）も頻繁に發生した。租佃の年限については、大部分が十年以下の短期租佃であり、「田面」「田底」「永佃」の慣習は存在しなかった。

本稿で利用する『巴縣檔案』とは、清代四川省の巴縣衙門の現存文書である。乾隆時代から宣統時代までの案件が保存されており、その中身はほぼ二種類の文書で構成され、すなわち訴訟文書とそれ以外の各種行政文書である。文書群全體の總量はおよそ一一三〇二〇巻、[26]そのうち、同治朝の文書は一六九八〇巻。同治朝『巴縣檔案』については、すでに夫馬進氏の紹介があるので全てそれに讓る。[27]四川省檔案館の整理を通じて、現在同治朝の『巴縣檔案』はすでに「內政」、「司法總類」、「命案」、「地權」など二十二種類の編目に分けられており、その中に、「租佃」という分類がある（同治案件號No. 13650-14035）。[28]

簡單に數えると、同治時代の租佃類案件の總計は三八六件である。しかし、そのうち田土租佃に關係ない案件を八五件（大部分は家屋の租賃案件）含んでいるので、田土租佃に關する案件は三〇一件ということになる。そのうち田主が先に佃戸を訴えた案件が一五九件、佃戸が先に田主を訴えた案件が九五件となるが、それ以外に文書紛失のために、どちらが先に訴えを起こしたか確認できない案件が四七件ある。また、田土租佃の三〇一件の案件の中で、佃租に關わる案件は一〇四件に上るが、そのうち訴訟狀中の被告への訴えで、明確に「抗租」という非難が加えられた案件はわずかに三件、その他に主に「欠租」という文言が用いられた案件が二二件、「捎租」という文言が用いられた案件が一五件、「騙租」という文言が用いられた案件が二六件ある。それ以外の三八件は「租穀不清」「延不交租」など曖昧な非難が用いられている案件である。

この統計データから見ると、同治朝『巴縣檔案』「租佃」案件の中で、「抗租」案件は極めて少ないということが分かる。

「欠租」「捐租」「騙租」「租穀不清」の案件が、租佃案件の大部分を占めており、またこれらの案件には、相互に重複する部分がある。すなわち、一つの案件、あるいは一つの訴訟状の中に、「欠租」と「捐租」、あるいは「欠租」と「騙租」、あるいは「捐租」と「騙租」と、このように二つ以上の非難を同時に使う案件がしばしば見られるのである。したがって、「欠租」「捐租」「騙租」「租穀不清」の案件を同種の案件と見なし、「抗租」案件と區別することに問題はないと思われる。[29] そこでまず、二件の抗租案件を分析して、實際の「抗租」の意味を檢討することから議論を始めたい。

（一）　案件 No. 13996[30]

同治十二年八月十三日、直里六甲の李文淮は「爲滅霸誣索叩喚訊究事」の件で、彼の兄李文江を具告した。「……一體どうしたことか、文江父子が騙して佃地を受け、現在まで抗租して納めない。道理をもって問い質しても、悪霸は反對に彼の膳業であると妄稱し、子の李應益に指圖して、蟻の田業を別に石如海の佃作に出して居耕させている」。[31]

簡單に言えば、この案件では、李文淮は「抗租」の非難をもって彼の兄李文江を訴えた。ここで、「抗租」という用語を用いた理由は、李文江は自分（李文淮）の田地を借りたにもかかわらず、この田地は自分の土地だと公言して、「納租」の道理を正面から否定したことにある。そして、「抗租」がおこなわれたのは、家産は既に分産したが（分關可憑）、土地契約がまだ長男（李文江）の手にあったためであり、したがって李文淮は「抗租」と非難して、兄李文江を訴えたのであった。これに對して、知縣は李文淮の「告狀」に論理の破綻があることを意識した批を出している。[32] すなわち、知縣にとっては、別居の「分關」があれば、事實は簡單に明らかになると考えたのである。この批の背後の意味を推測すると、知縣は「抗租」の非難に疑いを持っていることが分かる。

同治十二年九月三日、李文淮は第二の稟狀「爲霸串勒搕再叩喚究事」を提出した。この稟狀の中で、最も注意すべき點は、彼は「抗租」という言葉を使わず、兄李文江が田地を自分の所有だと稱したことにも言及しなかったことである。そ

して、却って「騙租」という用語を利用して訴えている。「長兄李文江は蟻の四十石分の土地を數年にわたって佃耕しているが、押佃の銀兩はなく、後になって騙租した」[33]。言うまでもなく、李文淮（あるいは訴狀を書いた訟師）はすでに、前の「抗租」の非難は成り立たないことを意識し、訴訟の言辭を調整して、「抗租」という非難を「騙租」の非難に變えたのであった。

その後、同治十二年十一月十三日、兄李文江は自分の「訴狀」を提出して、「奸騙捏誣訴訊究刁」の件で李文淮を訴えた。その中で、李文江と李文淮はそれぞれ田業の半分を有するという事實を明らかにした上で、一族の「合約」も添附し、これによって李文江の敍述の方が正確であることを證明したのである。

李文江の「訴狀」に對して、知縣王鱗飛は「候訊察斷」という批を下したが、その後の記錄は存在しない。檔案はそれ以上の展開を見せることなく終結している。

この案件の中で、李文淮は「告狀」の中で「抗租」の非難を利用したが、この非難が有效に働くためには、特別な前提が必要である。それはこの案件で言えば、彼の兄李文江が田地を自分の所有だと宣言したことである。すなわち李文淮にとっては、李文江が彼との租佃關係を全面的に否定したせいで、「抗租」という文言を用いることにしたのである。しかしこの嘘が知縣に見破られると、李文淮は直ちに「抗租」の非難を捨てて、「騙租」という非難に切り替えたのであった。

ここからは、この案件と「實錄」中の「抗租」案件に共通點を認めることができる。すなわち佃戶が公開的な「抗租」の理由を宣言して、「納佃」という租佃關係の行爲規範の正當性に反對することこそが、田主が「抗租」という非難を利用する時の條件となるのである。

（二）　案件 No. 13952[34]

この案件では、同治年間、仁里十甲の監生徐行之、高步雲、嚴子貞、武生蔣燦たちが共同で「義冢會」を創立し、寡婦

熊李氏はこの「義冢會」の佃戸であった。熊李氏の子供は出稼ぎに出ており、また夫の父は病氣のため、家に勞働力はなかった。そのため、熊李氏は「義冢會」の土地を他人に轉佃（小作のまた貸し）したが、「義冢會」の管理者はこれを聞くと、熊李氏との租佃關係を停止して、田地を他人に貸そうとした。まさにそのとき、熊李氏の夫の父が亡くなり、熊李氏は「停尸不葬、抗租不撂」[35]という行爲に及んだのであった。

同治十年十一月十三日、監生徐行之等は「爲協懇究逐事」の件で熊李氏を具稟した、「李氏の翁熊合順が病故したのに葬らず、抗租して納めない。李氏は反對に「套剝逼斃」（騙して搾取し、人を追い詰めて死に至らせる）の件で訴えを起こして、差喚されたが、無理押しして道理をわきまえない」[36]。

すなわち、この稟狀が提出される前に、すでに訴訟となっていた。そして、この具稟狀に對して、知縣李玉宣は次のような批を出している。「案件はすでに訊斷した、直ちにそれに從え、□□瀆してはならない」[37]。

簡單に言えば、監生徐行之たちが「抗租」によって熊李氏を訴えた時、稟狀に現れた熊李氏のイメージは訴訟狀の典型的な寡婦のイメージに近い[38]。このような橫暴な婦女の姿は、同治時代の『巴縣檔案』の中にしばしば見られ、例えば「撒潑蠻橫」（案件 No. 13791）、「無理滋鬧」（案件 No. 13865）、「蠻橫打毀」（案件 No. 13937）、「來家肆鬧」（案件 No. 14032）など、頑迷で道理をわきまえない婦女のイメージである。ここでも、熊李氏をまったく情理に通じ得ない女として、「停尸不葬、抗租不撂」と「潑蠻」のような道理に悖る行爲をあげつらったのである[39]。

したがって、もし假に前述の李文淮の案件で、「抗租」という用語の意味が、公開的な理由を宣言して、「租佃關係」と「納租」の道理に眞っ向から背いたものだとすれば、この熊李氏の案件での「抗租」の意味は、道理をわきまえない寡婦が「納租」の道理を完全に無視したということになるだろう。

この案件では、「抗租」の非難を利用する原因は、單に熊李氏が「租を滯納した」という事實ではなく、まさに熊李氏が「租を滯納した」時の態度と行爲なのである。すなわち、前案のケースとは原因が違って、熊李氏が特定の理由をもと

に「納租」の道理を否定したことにあるのではなく、非合理的な横暴さで「納租」の道理を根本的に無視したことにある。そのために、田主たちは「抗租」という非難を利用して訴えることが可能になったのである。

そして、中國の傳統から見ると、「婦女」は生まれつき不合理な人間と見なされる傾向が存在している。知縣は婦女を處罰する時はいつも、特に寛大な處置をした。この案件では、最終的に知縣は堂審によって、熊李氏に「租六石を納めさせ、合順の棺は二十日以內に移葬させる」と命じたに止まり、熊李氏に對する處罰はなかった。

以上、二件の「抗租」案件（正確に言えば、「抗租」非難の案件）から、二つの重要な點が見えてくる。第一に、田主が佃戶を訴える時、「抗租」という非難は隨意に使えるものではなく、却って「抗租」の文言を使用する時には、特別な條件を必要としたと思われることである。その特別な條件とは次の二種類に大別される。一つは、佃戶が公開的な理由を宣言して租佃關係を否定し、「納租」の要求に正面から反すること、もう一つは、まったく情理に通じない者（特に寡婦など）が、「納租」という道理を無視することである。第二に、地方官や當事者（あるいは訴訟狀の執筆者）たちは、「抗租」と「欠租」（特に「騙租」）の間の差異を明確に意識していた。したがって、「抗租」の非難が誣告であることが地方官に見破られた場合、以後の訴訟狀では「騙租」という非難に變更しているのである。(40)

ここから、同治時代の巴縣「抗租」案件の意味には、現代の研究者たちの「抗租」事件に對する理解とは大きな隔たりがあることがわかる。現代の研究者が「抗租」事件の原因を檢討する際には、まず「地主階級の佃戶階級に對する搾取、これに對する佃戶階級の反抗」という抽象的パラダイムがあり、ここを出發點として、地主・佃戶の租穀に關する紛糾はすべて「抗租」案件の枠內に入れられてしまった。しかし、同時期の巴縣の人々が認識した「抗租」案件とは、佃戶が具體的な何らかの理由によって、「租佃關係」「納租」の「道理」を否定する事件である。すなわち「抗租」案件は地主・佃戶間紛糾の中の特別な案件として、その他の「欠租」「騙租」案件との區別は明らかである。

以上で、同治時代の「抗租」案件についての考察を終える。なお、同治時代巴縣の租佃案件の中で、大多數を占めるのは「抗租」案件ではなく、「欠租」「捎租」「騙租」の案件であった。したがって、この時期の巴縣の租佃關係を全面的に研究するには、この三種類の案件を分析することが必要になってくる。これを通じて、「抗租」案件の意味についても、却ってより深く理解することができるであろう。

第四章　「欠租」・「捎租」と「騙租」

「欠租」「捎租」「騙租」、この三つの用語の間には、緊密なつながりが存在している。特に具體的な案件において、たとえば同一の稟狀の中で、この三つの言葉を混在して使うケースもしばしば見られる。そして、「欠騙」「捎騙」あるいは「欠捎」のような語法も多く見られる。ここから、佃戶の佃租を滯納する行爲は、常にこの三つの意味を含んでいることがわかるが、もしこれを強いて辨別すれば、「欠租」の語は最も使用範圍が廣く、「捎租」の語は意味が最も明瞭であり、「騙租」の語は意味が最も微妙かつ深いものと思われる。

（1）「欠租」と「捎租」

「欠租」という非難はただ一つの事實を示しており、それは「佃戶が佃租を滯納した」ということである。しかし、佃戶が佃租を滯納する理由と動機については、この非難では何の說明もできていない。「欠租」という佃戶に對する非難は、佃戶を一定程度詰問する意味があるけれども、非難の程度はさほど強くはない。したがって、もし田主が佃戶を訴える時、假にただ「欠租」という非難だけを提出したら、地方官は常に簡單な「簽飭」を通じ納租を命令して問題の解決を求めるに止まった（例えば案件 No. 13667、案件 No. 13745）[41]。

そして、「簽飭」の後も、佃戶が依然として租を納めなければ、原告・被告を一緒に縣まで連行し訊問をする命令が出

される。それは「欠租」という非難の背後には必ず具體的な原因がある筈だから、裁きの場において、知縣がその原因を探り當てて判決を下す必要があるからである（例えば案件 No. 13768）[42]。

ここから見ると、「欠租」という佃戸への非難はあっても、租を滯納した原因は不明であり、知縣も「欠租」の非難に基づくだけでは、處罰を下すことができない。したがって知縣は、「簽飭」を出して差役を派遣し納租を命令したり、訊問によって眞の原因を調べて判決を下したりすることになった。また、大部分の訴訟状では、田主の方も佃戸を訴えるとき、「欠租」を非難した後に、「捐租」あるいは「騙租」など、佃戸の動機を責める文言をしばしば添附したのであった（例えば案件 No. 14008、案件 No. 13743）[43]。

次に、「捐租」の「捐」という字の意味は、『漢語大詞典』によれば、「壓制、刁難、卡」となる。すなわち、佃戸が田主にとって認めがたい「根據」に託して、佃租を不當に滯納するという意味である。同治朝巴縣の租佃案件において、「捐租」の「根據」として最も使用されたのは、租佃關係を終了する時に、田主が佃戸に返還義務のあった押佃銀の問題である。もし「退佃」をする時點で、田主が押佃銀の一部分しか返還しなかった場合、佃戸は常にこれを根據として、田租を「捐租」することになった。

例えば案件 No. 13953[44]では、同治十年九月二十日、劉受亭は「爲惡騙霸阻叩喚究逐事」の件で、佃戸王岐山の「捐租不納」を訴えた[45]。田主の告狀の中には、王岐山が「捐租不納」した理由について說明がなかったが、同治十年十一月二十三日、王岐山は自分から「反訴狀」（爲欺捐誣害訴訊究追事）を提出して、彼の「捐租不納」の理由を說明している。これによると、王岐山の退佃後、田主劉受亭はただ押佃銀一百七十一兩を返却するのみで、殘りの三百二十八兩を返却しなかったというのである[46]。そのために、佃戸王岐山は「捐租不納」を行った。これ以外にも、同樣の案件は數多くある（例えば案件 No. 14010 など）[47]。

これらの案件を見ると、「捐租」行爲は、「納租」の道理を公然と反對あるいは否定する「抗租」の行爲とは違って、佃

戸は「租佃關係」自體を否定した譯ではなく、ただ、ある「理由」を恃みに「田租」を滯納したというものであった。しかし、この「理由」は佃戸にとっていくら正當であっても、田主の側に認められるものではなかった。なぜなら、田主が「押佃銀」を全額返却しない理由は、佃戸が最後になって田租を滯納することを恐れたからである。したがって、田主にとっては、佃戸の擧げる「理由」は許しがたいものと映ったのである。

（2）騙租

「騙租」という用語は、「欠租」、「捐租」よりさらに複雜で、そしてもっと意味深いものと思われる。「騙租」案件の數量とその意義から見ると、「騙租」という非難が、田主が佃戸を訴えるときの特に重要な非難であることは疑いない。簡單に言えば、「騙租」とは「佃租を騙す」という意味である。「騙す」行爲は、ある事實を捏造して、正當な理由を利用し、特定の目的を達成しようとすることであろう。すなわち、田主は「騙租」という非難を利用して佃戸を訴える時、當然ながら佃戸による事實の捏造を指摘した。しかし、このことは同時に田主が、佃戸の利用した理由自體には正當性のあることを、「騙」と述べることで確認したということでもある。すなわち、「騙租」という用語の背後には、二重の意味が含まれている。第一は、佃戸の「騙租」行爲に對する非難であり、第二は、「騙租」する時に提出された理由がもし眞實であれば、それを承認せざるを得ないということである。

例えば案件 No. 13705[48]では、同治二年八月十三日、仁里十甲の職員徐裕泰が巴縣衙門に稟狀を提出し、「爲惡騙凶伐叩勘驗喚事」の件で、彼の佃戸「楊學靑」の「騙租」行爲を訴えた。「……一體どうしたことか、學靑は騙して佃地した後、狡猾さは尋常でない。去年、五石を騙租したために、今年の五月に退佃した」とある。[49]この稟狀に對する知縣の批は「傷を檢分し證人を勘喚して訊究するのを待て」であった。次いで、九月十八日、佃戸楊學靑は自分の「反訴狀」（爲捏誣捎纍事）を提出し、田主の訴えた「騙租」行爲の內容を說明した、「今年の秋に全部で穀二十七石を收穫し、蟻は租二十石を

納め、それ以外は免除を求めたが、許されなかった」[50]。

すなわち、楊學靑の說明によると、今年は不作に當たり、これを理由として佃戶は田主に佃租の「減免」を請求した。しかし田主はこの佃戶の「減免」請求を許さず、逆に「騙租」という非難を使って訴えたのであった。この案件は結果的に、差役の調査を經て、田主の佃戶に對する訴えは誣告であること、および佃戶の「減免」請求に正當性のあることを確認した。その後、田主は新しい稟狀を提出せず、そのまま案件が終わっているから、おそらく田主と佃戶は「減免」について合意に達した可能性が高い。

實際、同治朝『巴縣檔案』の中には、これと似た「騙租」案件が數多くある。例えば案件 No. 13696[51]では、同治二年九月十日、田主龔理は「爲遵牒投質懇提究追事」の件で佃戶錢大忠の「騙租」行爲を訴えた[52]。實際には、この訴狀の日附は同治二年の九月十日であるが、訴狀の內容から見れば、その前に田主はすでに幾つかの同じ內容の訴狀を分主（水洞鎭巡檢）に提出したことが分かる。この非難に對する佃戶錢楊氏（すなわち錢大忠の母）の說明は「今年六月、氏の夫が死亡し、氏は一同に依頼して、彼に勸めて穀三十餘石を免除するように求めた」[53]（同治二年九月九日の訴狀）。これによると、「騙租」の非難に對して、佃戶は案件 No. 13705 と同じく「減免の請求」だと反訴したのである。

これらの案件から、「騙租」について次の二點が分かる。第一に、田主は「騙租」の語を用いて佃戶を訴えるとき、佃戶が納租を拒んだ理由には正當性を認めている點である。すなわち、ここで田主は「自然の原因で收穫が不良のとき、田主は租穀の一部分を減免する」という道理自體は承認している。實際、この「減免」という道理は、前記の「納租」の道理とともに、傳統的な田主・佃戶の行爲規範を構成しており、租佃契約書の中に常に書かれるべき事柄だったのである[54]。

第二に、田主は「減免」の道理自體について反對することはできないが、佃戶の具體的な行爲に對しては、指摘して非難することができるという點である。すなわち、田主は佃戶による「減免」の道理の利用に對し、これを虛僞に基づく不當な減免請求として責め立てた。これが、田主が「騙租」の非難を利用して佃戶を訴える時の方策であった。

したがって、「騙租」をめぐる田主と佃戸の紛爭は、表面上は「抗租」案件と同様の佃租を納めないという現象であっても、田主と佃戸の間で論爭となった問題はまったく異なると思われる。「抗租」案件では、佃戸は別の道理を持ち出して、「納租」の道理に正面から反對したり、「納租」の道理を強引に否定したりしたのである。しかし、「騙租」案件では、田主と佃戸の雙方とも「納租」および「減免」の道理を承認しながら、その具體的な適用條件と減免の額をめぐって紛糾を起こしたのである。

例えば咸豐朝の一つの案件（咸豐朝 No. 0859）[55]では、田主は佃戸の「騙租」行爲を訴えたが、これに對する佃戸の反論は、「田業の租穀は九石六斗である。今秋は不作で、租五石二斗を納める。そのほかは免除を求めたのであって、「騙」とは比べものにならない」[56]であった。ここからは、「騙租」と「減免」が對應關係にあることが分かる。以上の案件から見ると、「騙租」という行爲は、佃戸が田主もともに認める「減免」の道理を利用し、天候あるいは收穫の狀況を僞造して田租の「減免」を要求するというものである。そして、「騙租」は「欠租」や「捎租」と同じく、「租佃關係」の存在を認めた上で、「租佃」の道理の內部で自分の利益を追求することである。これに反して、「抗租」は「租佃關係」を否定し、「納租」の道理そのものに反對することであった。この點で、「欠」「捎」と「騙」の三種の租佃紛爭の性質は、「抗租」とは大きな違いがあることが分かる。そこで次の問題は、「欠租」「捎租」「騙租」「抗租」という區分が、當時の人々、すなわち田主・佃戸・地方官にとって重要な區別であったとして、しかし、この區分の重要性が何處に由來するのかという問題である。もし經濟學の視點から見るならば、租佃關係は純粹な經濟契約關係であるから、「欠租」「捎租」「騙租」「抗租」四種の行爲は同一の違約行爲に屬し、區別する必要自體なくなってしまう。もし租佃關係を階級關係として見るならば、四種の行爲は同一の階級鬪爭であり、すべては「抗租」行爲に屬することになって、同じく區別する必要がないとされるのである。したがって、こうした區分についての從來の理論上の說明は不充分である。實際のところ、この區分は當時の人々の「租佃關係」に對する、ある特別な理解に深く關わっているのである。

第五章　「主客關係」――同治時期巴縣の租佃關係に對する理解

「租佃」という言葉は、中國唐宋代以降の固有の用語である。ただし、この言葉は、單に「土地（あるいは水面など）を借りて經營し、租を納める」という意味を指すに過ぎず、田主と佃戶の間の人間關係について、何ら規定するものではなかった[57]。したがって、「抗租」「欠租」「捐租」「騙租」の區分を理解しようとすれば、それを單純な「租佃」關係の中に見出そうとしても困難である。巴縣において重要なのはむしろ、地主・佃戶間の「主客」という關係であった。

（一）　契約と案件中の「主客關係」

管見のかぎり、現存する巴縣の租佃契約の中で、「主客關係」の初出は嘉慶二年の租佃契約で、「これは主客二家が心から納得したものであり、無理强いしたものではない」とある[58]。後の道光・咸豊時代にも、同樣の契約が數多く見られ[59]、それは同治時代に至るまで變わらない。例えば案件 No. 13705 では、佃戶楊學靑の租佃契約の中に「當日、主客がその場で相談し、楊姓は押佃銀一百兩整を出す[60]」と、「主客」いう用語が現れているし、それ以外にも、案件 No. 13881[61] の契約中には「主七客三」という用語が見える[62]。

そして租佃契約に限らず、租佃訴訟の中でも「主客」という用語を利用して、田主・佃戶關係を述べた例も數多く見られる。例えば案件 No. 13839[63] の中で、同治七年三月二十八日、正里八甲の佃戶王正貴が「爲霸吞捏誣訴訊攸分事」の件で田主を訴えた時、「思うに、蟻と彼は主客に屬す。罪もないのに名前を盜用して書き加え、評判を傷つけた[64]」と述べている。ほかにも、これと同樣の案件が多く存在した（案件 No. 13743、案件 No. 13745）[65]。

ここから同治時代の巴縣では、田主・佃戶關係を「主客」と見なす理解が、普遍的な認識となっていたことが分かる。では、ここに言う「主客關係」とはどういう意味を表すのだろうか。それは單なる「田主・佃戶關係」の同義語であるの

か、あるいは何らか別の特定の意味を指しているのか、以下、検討を加えたい。

（二）「主客關係」の意味

案件No.13932[66]の中に、同治九年、田主（僧侶）世炳と彼の佃戸楊賢良とが、租穀問題をめぐって争い、訴訟をおこしたことが見える。この訴訟に対して、團鄰方大川らは調停を行い、八月十三日に一つの「攔詞狀」を出した。その中に、「兩者の誼は主客であるので、訴訟を起こし纍害を増やすのに忍びない[67]」という文言がある。

ここの「誼」という字は、『漢語大辭典』によれば「情」と「義」の二つの意味がある。即ち、「主客の誼」という概念は、一方では主客間の「情」を指し、一方ではこの情に基づくべき「義」（行動の規範）を指す。故に團鄰たちは調停を行った時、この「主客の誼」によって「攔詞狀」を提出したのである。これ以外にも、同様の例は數多く存在する[68]。

歴史を遡ると、「主客」は、中國の經典の中に古くから存在している禮制概念の一つである。例えば、『禮記』王制の中の「七教」において、「七教。父子、兄弟、夫婦、君臣、長幼、朋友、賓客[69]」とあるように、「賓客」關係は「父子」、「君臣」關係と竝列されている。そして、『禮記』少儀では、「賓客」という關係に對して、「賓客には恭を主とし、祭祀には敬を主とし、喪事には哀を主とし、會同には詘を主とす[70]」と規定している。

すなわち、中國の儒家經典によれば、「主客關係」の基本的な「誼」（精神）は「恭」（「敬」より程度が輕い尊敬の情、註(70)を參照）であった。そして、このような感情は、一方的なものではなく、「主・客」に雙方向的なものである[71]。

それ以外にも、明清時代の「主客關係」に關する興味深い例として、地方官と幕友の間の「官幕關係」が擧げられる。例えば、汪輝祖『佐治藥言』の「盡心」條では、官員と幕友の關係を「主客關係」（厚廩而賓禮之）として理解し、幕友（客）は官員（主人）の喜びと悲しみに對して「盡心」する責任があると述べた[72]。次の「盡言」條には、幕友は「客」（賓師）として、主（官員）に對して忠告を行う責任を負うとしている[73]。そして、第三條「不合則去」によれば、幕友と地方

官の關係は「賓」と「主」の關係であるから、身分的從屬關係はなく、「不合」（氣が合わない）であれば、自由に去ることもできたのである。[74] 汪輝祖の意見に基づけば、當時の人々は「主客關係」をもって地方官・幕友の關係を理解していたのであった。

以上、「主客關係」に對する『禮記』の條文、明清時代の「官幕關係」の說明から、「主客關係」という概念の內容は以下の三點となる。第一に、「主客關係」の根底にある精神は「尊敬」という「誼」である。第二に、主と客の間には、互いに忠告を行う責任がある。第三に、「主客關係」は身分的從屬關係ではなく、兩者の氣が合わなければ、自由に去ることもできる（不合則去）。[75] この三點の中でその根幹にあるのは、互いへの「尊敬」であり、これも「主客之誼」（あるいは「賓主之情」）と言われる。[76]

では、この「主客關係」と「主客之誼」は租佃關係のどの方面に影響を與えることになったのだろうか。

（三）「主客關係」の影響

租佃關係には多樣な側面があるが、その中で、「納租」と「減免」は基本的な二つの側面を構成する。「主客關係」はまさしくこの二つの側面に大きな影響を與えたのである。

（1）「主客關係」と「納租」

「尊敬」の情は「主客關係」の根幹にある精神であるから、「租佃關係」の全體は、この情の下で機能したのである。例えば、「納租」という行爲は、「主客關係」の概念から影響を大きく受けた。前引の租佃契約を見ると、實は「田租」に關する額の規定は「主客關係」の下で決められたのが分かる。例えば「每年租穀は主客が均分する」（「程思智佃約」）、「後には、主客は田業のうちで平分する」（「楊賢洪佃約」）、「主七客三で均分し、爭論してはならない」（案件 No. 13705）などと、

きちんと租を納める行爲は、契約書に從った單なる義務的な行爲ではなく、理念の上では、客が「主客關係」を承認して「主」に尊敬の情を傳える行爲であったとも言いうる。

これに反して、租を納めないという行爲は、當時の人々の感覺にあっては、單なる租佃契約の違反に止まらず、「主客關係」を冒瀆する行爲であり、また相手に對する「不敬」を表す行爲であった。したがって田主が最も不滿を感じたのは、經濟的損失だけではなく、むしろ佃戶の「主客關係」「主客之誼」への不敬の表明と冒瀆なのであった。例えば案件 No. 13705 では、同治二年八月十三日、田主（職員）徐裕泰は「爲惡騙凶伐叩勘驗喚事」の件で、佃戶楊學靑の「騙租」行爲を訴えたが、彼は訴訟狀の最後に「職は惡佃が騙租して居座り、勝手に木を伐採し、暴力で傷つけたことに遭い、情として誠に堪えがたい。どうか喚問の上で調査し、究追の上で放逐し、惡習の警告としてほしい」[77]と述べたのである。

ここからは、前節で紹介した「騙租」行爲とは、「主客關係」を惡用して不當利益を追求することであり、「主客之誼」への冒瀆であったことが分かる。これに比べれば、「欠租」「揹租」行爲の「主客關係」に對する冒瀆の程度は、租額の如何を問わず遙かに輕い。逆に、「抗租」行爲は「租佃關係」の枠內に納まる行爲ではなく、「主客關係」と「主客之誼」を公然と否定しようとする、既存の社會秩序への反抗であった。從って、中央政府も地方政府も、「抗租」事件に最も高い關心を抱いていたのである。

以上から、「欠」「揹」「騙」「抗」という區分は、「主客關係」と「主客之誼」に對する冒瀆行爲の嚴重さの差となる。この「主客關係」の存在を考慮に入れて始めて、前節で論じた各種の租佃問題が本當の意味で理解されるのである。

（2）「主客關係」と「減免」

一方、「主客關係」の中に「主客之誼」があるからこそ、租穀の「減免」慣行が生まれたのである。例えば、道光六年十一月二十三日の彭元基らの供狀の中で、田主彭元基は次のように稱した。「それ以外の拂われなかった銀錢・租穀につ

いては、小的は主客であることを考え、この場で減免し、返還を免除することを情願する」[78]。すなわち、田主が佃戸の田租を「減免」する時、「主客關係」と「主客」の情誼を土臺としていたことが分かる。

租穀の「減免」という慣習は、租佃契約の中に記載されている。しかし、具體的な減免の例を見ると、「契約」上の規定は實に曖昧であるから、「減免」慣行を實施する時はほとんど個別の狀況に基づいて、「主客關係」と「主客之誼」に訴える必要がある[79]。

そして、契約書の中に「減免」條項が書かれていない場合でも、「主客關係」を考えて「減免」を實施する例もあった。例えば前述の案件 No. 13745[80]によれば、田主は負債を抱えていたために、佃戸へ押佃銀の返却を拒んだ上に、佃戸を誣告した。しかし、知縣の最終判決は田主を處罰せず、却って佃戸に押佃銀（二〇〇兩）の一部（三〇兩）を「減免」するように命じた。同治三年十二月五日の田主の供詞には、「考えたところ、長年にわたって主客關係にあるので、小的に諭して銀一百七十兩を納めてしかと受け取らせ、各々結狀を出して完案する」と記されている[81]。

この案件の「減免」は、田主の佃戸に對する田租減免ではなく、反對に佃戸の田主に對する押佃銀の「減免」である。すなわち、主客關係は租佃關係のうち「押佃銀」の側面にも影響を與えたことが分かる。また、この例からは「主客關係」と「主客之誼」は田主からの一方的關係ではなく、田主と佃戸相互の雙方的關係であり情誼であることも分かる。

（3）田主・佃戸間における互いの「忠告」

前引の汪輝祖『佐治藥言』は、幕友は客として、主である官員に忠告する責任があるとする。實際に、『巴縣檔案』の租佃訴訟を見ると、田主が佃戸に忠告する例も、佃戸が田主に忠告する例もしばしば見られる。そして、このような忠告の內容は、その多くが「租佃關係」と直接關係のないものばかりである。假に佃戸（「客」）が非行を行ったら、田主（「主」）は彼に勸告する責任がある上に、こうした佃戸の「非行」を理由として、租佃關係を解消するのも正當な權利で

あった。

案件 No. 13913[82]では、同治九年閏十月十八日、正二甲の田主（職員）朱正春が「爲惡佃凶踞叩驗喚究事」の件で佃戸陳順發を訴えた。「彼の兄弟は正業に就かず、彼の親戚との訴訟に慣れっこで、職はそれを知ってしばしば諫めたが改まらない。……前月、職は團鄰に依頼して放逐してもらった[83]」。ここでは、田主は佃戸の「非行」を度々忠告したが、佃戸が従わなかったために、田主は「憑團退佃」させた。この事實は經濟上の「租佃關係」とは關係なく、「主客關係」の下でこそ理解が可能になるだろう。これと類似する案件はほかにも數件ある[84]。

一方、佃戸も田主とその家族の「非行」に對して、同じく忠告をする責任を持っていた。例えば案件 No. 13694[85]では、同治二年九月十二日、田主于聯芳・監團于朝富らは「稟狀」を出して、「爲惡佃凶屠送懇訊究事」の件で佃戸胡朝祥の非行を訴えたが[86]、これに對して、同治二年九月二十二日、佃戸胡永祥[87]は「爲忿匿串誣事稟懇跟究事」の件で田主妻の「非行」を訴え返している。「紛爭は彌陀寺の僧性慈が聯芳の外出を窺って、直ちに來家し、聯芳の妻文氏と野合していたことによる。蟻は一度ならず遭遇し、主客の情誼が重いと思うために、度々道理をもって排斥し、性慈を往き來させなかった。一體どうしたことか、性慈は怒りのために、暗に文氏とグルになって、蟻が彼女の不美の情事を誣したと、聯芳に向かって稱した[88]」。

ここでは、佃戸は「主客の情誼が重い」ことを理由に、田主の妻の「姦通」行爲を「理斥」している[89]。「主客關係」の影響を考慮に入れなければ、このような行爲を理解することは難しい。

（4）「主客關係」の條件と「正名」

「主客關係」とは、主人と客の間の關係である。簡單に言えば、主人は客の世話をする責任があり、客は主人を尊敬する義務があり、そこに「主客の誼」も存在することになるのである。これは本來「租佃關係」とは無關係であるが、なぜ

巴縣の人々は「主客關係」を利用して租佃關係を理解し、處理しようとしたのであろうか。この疑問を追求するには、まず清代巴縣社會の全體像に言及する必要がある。

周知の通り、清代の四川は「移民社會」の一典型である。[90] 清初から中期まで、大量の移民が湖廣・江西地方から四川省に移住し、巴縣（重慶）はまさにこの移民ルートの重要な中間點となった。[91] したがって、山田賢氏が研究した四川北部の地方とは違って、巴縣の人口流動性はより高くなった。そして、この流動的社會においては、宗族が「定着する」社會秩序を作る」という過程よりも、流動中の互いに不慣れな移民間で社會秩序を作るのがより重要な問題となってくる。

一方、新しい移民は巴縣に到來する時、往々にして小家庭の形で來たが、住む場所を見つけるにも困難を伴った。それに、巴縣は山地地形のために、田地は山間に分散していた。したがって、新移民は原住民と先移民の田地を小作する時に、同時に田主の家を借りる必要があった。「佃戶が田主の家に移住し、田主の田地を耕す」という過程は、『巴縣檔案』の中に頻出する「上莊」という言葉に表されている。[92]

不慣れな新しい佃戶が田主の家に移入してくる場合には、田主が「主客關係」を利用して「租佃關係」を理解し處理するのは、それに相應しい方式であると言えよう。ただし、これはいまだ「主客關係」を利用する際の社會條件を說明したに過ぎない。「主客關係」を用いた眞の原因を探求するためには、もっと重要な問題を提起する必要がある。

ここでは、中國の傳統的な「正名」概念から考えてみることにしよう。『論語』子路によれば、子路は「爲政」について孔子に聞いた。「子を待ちて政を爲さば、子は將に奚をか先にせんとす」。孔子の答えは「必や名を正さんか」。その後、孔子は「正名」の意味を詳しく說明し、「名正しからざれば、言うこと順ならず。言うこと順ならざれば、事成らず。事成らざれば、禮樂興らず。禮樂興らざれば、刑罰中らず。刑罰中らざれば、民手足措くところなし」[93]と述べた。すなわち、「正名」という概念は、事柄の正しい行動規範を確定することを意味している。

しかし、中國の近世になると、社會經濟の進展に伴って多樣な社會關係も大きな發展を遂げ、社會秩序を構成する重要

な部分となった。例えば、それは「租佃關係」であり、「師徒關係」であり、「主雇關係」などである。問題はこうした新しい社會關係については、傳統的な儒家思想の中に、それに相應しい「名」と「禮制」がなかったということである。したがって、「租佃關係」を處理する時に、他の社會關係（たとえば主客關係）を借用して「正名」したのは、まさに中國近世社會特有の方法であった。[94] 例えば清代の巴縣では、「主客關係」に依據して「租佃關係」を理解することは、「正名」の一つの可能性を示すものであった。「主客關係」を利用して「正名」するのは、「主客關係」の情誼と義務を通じて、「租佃關係」における納租行爲を拘束しただけではなく、租穀の減免、押佃銀の返却などの諸側面にも影響を與えた。そのような意味で、「名」としての「主客關係」が存在したからこそ、經濟關係としての「租佃關係」が順調に運用されたと言うことができるのである。

むすびにかえて

以上、同治時代巴縣の租佃案件の具體的な分析を通して、序言で擧げた三種の中國傳統的租佃關係の理解とは異なる見解を示し、新たな認識に到達することができた。同治時代の巴縣農村の人々は皆、「主客關係」という「名」で「租佃關係」を理解し、それをめぐる諸問題を處理していたのである。主客關係が齎した田主・佃戸間の「互敬」という情は、佃戸の「納租」行爲に對して、保障と制約という兩面の役割を果たしたと考えられる。「主客關係」が存在しているために、佃戸にとっては、田主への「敬」の情があるべきであり、租を納める行爲は田主に對する「敬意」の表明、租を納めない行爲は「不敬」の表明と考えられた。また、こうした「主客之誼」が、田主・佃戸間の「減免」行爲の土臺になった。

つまり、「主客關係」は、清代の巴縣地方の「租佃關係」に對する理解の根本的なパラダイムである。「欠・揹・騙」などの行爲、「減免」行爲のいずれにおいても、すべてはこの理解を基礎とする行動である。ゆえに、田主・佃戸間の矛盾と紛糾は、單なる「契約違反」をめぐる衝突にも、階級鬪爭にもならなかった。むしろ「主客關係」と「主客之誼」の影

響によって、納租をめぐる様々な問題――「欠租」「捐租」「騙租」「抗租」――の區分が作られたのである。これらの區分は現代人にとっては意味を成さないかもしれないが、當時の人々にとっては重要なものであった。具體例に卽して言えば、同治時代の巴縣社會では、租穀に關わる訴訟案件は數多くあるものの、その大部分は「欠・捐・騙」三種の案件だったのである。この點から見ると、同治時代の巴縣農村は紛爭多發社會だとはいっても、社會秩序そのものが大きく變動していたわけではなかったのである。

さらに、當時の人々が「主客關係」を借用して「租佃關係」を理解し、紛爭を處理する過程は、重要な結果を齎すことになった。「主客關係」の下で、田主・佃戶の關係はすでに單純な經濟的な「租佃關係」を超え、より複雜な「主」「客」の關係に達しており、互いに非行があれば勸告し合う責任を持つに至っていたのである。

しかし注意すべきは、これまで述べてきた「主客關係」という「名」を利用して「租佃關係」を理解する行爲を、他の地域に簡單に當てはめてはならないことである。「主客關係」は、巴縣の個別的な社會と歷史條件に基づいて形成されたものである。要するに、「主客關係」とは、「租佃關係」を處理するための唯一の利用可能な「名」ではなく、地域の個別的な自然狀況と社會背景に基づいたものであった。これが例えば、徽州の「佃僕制度」であれば、「主客關係」とは異なる「主僕關係」という「名」を利用して、「租佃關係」を理解し處理したということになろう。無論、「主僕關係」と「主客關係」の內容には大きな差異がある。こうした比較が成り立つためには、徽州の社會と歷史的背景を理解することが何よりの前提となる。

最後に、本稿の當初の課題に戻ろう。租佃關係は二〇世紀の中國政治・社會に大きく影響を與えた重要な要素であり、中國革命の重大な理由の一つでもあった。革命を基礎附けたものの一つが、中國の傳統的な「租佃關係」、地主・佃戶の「抗租」に對する階級論的な理解であった。しかし、本稿によって、中國の傳統的な「租佃關係」は、「階級關係」だけでは理解できないこと、より複雜な別の「名」、例えば「主客關係」に基づいていたことが明らかになった。ここを出發點

として考えたとき、なぜ二〇世紀の人々はこのような「租佃關係」の原理に氣附かなかったのかということ自體が、重要な問題となるのではないか。そして、このことは二〇世紀の中國政治・社會の大變動を理解する上でも、見直しと再檢討を迫るものとなるのではないか。

註

（1）梁漱溟『鄉村建設理論』の第二章「中國舊社會組織構造及其所謂治道者」（『梁漱溟全集』第二卷、山東人民出版社、一九八九、頁一六六以下）、同氏『中國文化要義』第五章「中國是倫理本位的社會」（同第三卷、頁七九以下）を參照。

（2）費孝通『江村經濟』第十一章「土地的占有」第四節「不在地主制」（『費孝通文集』第二卷、群言出版社、一九九九、頁一二九以下）、同氏『鄉土重建』「地主階層面臨考驗」（同第四卷、頁三七五以下）を參照。

（3）代表的な論者は平野義太郎、清水盛光など。「共同體論」は中國農村の閉鎖性、村成員の集團性、村落内部の秩序を強調した。これに對して、中國の「倫理論」は「共同體」に言及せず、より普遍的な、社會的な傳統「倫理」と「道德」の影響を強調した。中國村落の性格をめぐる「共同體論爭」については、旗田巍『中國村落と共同體理論』（岩波書店、一九七三）を參照。なお、こうした「共同體」論的理解は、すでに戒能通孝、福武直によって批判されている。

（4）代表的な論者は民國時代の經濟學者薛暮橋、陳翰笙、王亞南、馮和法等の諸氏。

（5）代表的な論者は李文治、傅衣凌、劉永華、章有義、葉顯恩、烏廷玉、方行等の諸氏。

（6）代表的な論者は北村敬直、小山正明、重田德等の諸氏。

（7）代表的な論者は曹幸穗、侯建新、史建雲、史志宏、武力、鄭起東等の諸氏。

（8）趙岡「從另一個角度看明清時期的土地租佃」（『中國農史』二〇〇〇年第二期）、高王凌『租佃關係新論』（上海書店、二〇〇五）、秦暉・彭波「中國近世佃農的獨立性研究」（『文史哲』二〇一一年第二期）、彭波「國家、制度、要素市場與發展：中國近世租佃制度研究」（清華大學歷史系博士論文、二〇一一、北京）などを參照。

（9）宮崎市定「宋代以後の土地所有形體」（『東洋史研究』一二卷第二號、一九五二。『宮崎市定全集』11、宋元に收錄、岩波書店、一九九二）を參照。

（10）森正夫「十七世紀の福建寧化縣における黄通の抗租反亂」一、二、三（『名古屋大學文學部研究論集、史學』一九七三、一九七四、一九七八。『森正夫明清史論集』第二卷に收錄、汲古書院、二〇〇六）を參照。

（11）小林一美「抗租・抗糧鬪爭の彼方――下層生活者の想

いと政治的・宗教的自立の途」（『思想』、一九七三年第二期）を參照

(12) 日本では三木聰に、福建の「抗租」運動に對する一聯の研究がある（後に『明清福建農村社會の研究』に收錄、北海道大學出版會、二〇〇二）。中國では、劉永華「十七至十八世紀閩西佃農的抗租、農村社會與鄉民文化」（『中國經濟史研究』一九九八年第三期）、黃志繁「地域社會變革與租佃關係——以16–18世紀贛南山區爲中心」（『中國社會科學』二〇〇三年第六期）がある。

(13) 簡單に言えば、「欠租」の意味は「租を欠く」で、「捎租」の意味は「租を無理に滯納する」で、「騙租」の意味は「租を騙す」である。各術語の具體的な用例は以下の論證によって說明する。

(14) 森正夫『抗租』（『中國民衆反亂史四、明末——清Ⅱ』、平凡社、一九八三。後に『森正夫明清史論集』第二卷に收錄）。森正夫氏のこの文章は、一般的な「抗租」に對する理解に基づいて、さらに詳しく「抗租」の三つの時期を區分し、說明をしている。それ以外にも、濱島敦俊『明代江南農村社會の研究』（東京大學出版會、一九八二）第十章「明末清初江南の農民鬪爭」が同樣の解釋をおこなっている。

(15) 集團的な「抗租」事件は「大事件」であるから、實錄・文集・地方志には、そのような大事件が記錄されやすく、研究者の心象もそこから形成されがちだという意味においてである。

(16) 『大清高宗純（乾隆）皇帝實錄』卷九、雍正十三年十二月壬午條。

(17) 『大清高宗純（乾隆）皇帝實錄』卷二百七十三、乾隆十一年八月壬辰條。

(18) 『大清高宗純（乾隆）皇帝實錄』卷五百七十四、乾隆二十三年十一月戊戌條。

(19) 康熙帝・雍正帝の時代、賦稅減免の諭旨を下す時に、田租も共に減免させる傳統がある。乾隆帝の田租減免の諭旨は、この傳統の新たな發展の形と見なすことができる。この點について、周藤吉之「清朝前期に於ける佃戶の田租減免政策」（『清代東アジア史研究』、日本學術振興會、一九七二）、經君健「論清代蠲免政策中減租規定的變化——清代民田主佃關係政策的探討之二」（『中國经济史研究』、一九八六年第一期）、岸本美緒「清朝中期經濟政策の基調——一七四〇年代の食糧問題を中心に」（『清代中國の物價と經濟變動』、研文出版、一九九七）を參照。

(20) 『大清高宗純（乾隆）皇帝實錄』卷八百三十三、乾隆三十四年四月壬申條。

(21) 雍正五年の「抗租禁止條例」の內容と確立過程、さらに從來の研究については、三木聰「抗租と法・裁判——雍正五年の〈抗租禁止條例〉をめぐって」（『明清福建農村社會の研究』）を參照。

(22) 『大清高宗純（乾隆）皇帝實錄』卷八百九十一、乾隆三十六年八月壬辰條。

(23) 「竟有無良之輩、藉名報災、觀望延挨、不肯完租。將所

收米穀、藏匿質當。更有奸徒、倡爲不還租之說、把持糾約、不許還租」（陳弘謀『培遠堂偶存稿』卷四十五、「業佃公平收租示」。）

(24)「不思佃戶尋常欠租、竝無重大罪名、焉可輕易收入囹圄。……其聚衆抗霸者、原不能不盡法懲辦。如所欠有限而枷號收禁、幾致身家莫保、殊非恤佃之道」（『江蘇省例續編』（藩例）同治十年、「不准妄枷佃戶竝收禁」。）

(25)『巴縣志』卷十一農桑（民國二八年刊）、『巴縣農村經濟之研究』第四章土地、第五章租佃制度（王國棟、一九三九、『民國二十年代中國大陸土地問題史料』Vol.54）、『巴縣志』第二章自然概況（一九九四）を參照。

(26) 馬小彬「清代巴縣衙門司法檔案評介」（『四川清代檔案研究』、西南交通大學出版社、二〇〇九）を參照。

(27) 夫馬進「中國訴訟社會史概論」（『中國訴訟社會史の研究』、京都大學學術出版會、二〇一一）を參照。

(28) これまで、『巴縣檔案』を利用して地主・佃戶關系を研究した唯一の成果は Madeleine Zelin. "The Rights of Tenants in Mid-Qing Sichuan : A Study of Land-Related Lawsuits in the Baxian Archives." *The Journal of Asian Studies*, Vol. 45. No. 3 (1986), pp. 496-526 である。この論文は乾隆から同治までの一二〇件の租佃案件を利用して、巴縣の租佃形式・租額・押租制の實態を紹介した。そしてこれに基づいて、佃戶の「權利」とその來源について檢討を加えている。

(29) すなわち No. 13952、No. 13996 である。それ以外に案件 No. 13722 は「抗租」のみを論題とした案件ではないので、本文で詳しく紹介することはしない。

(30)『巴縣檔案（同治朝）』No. 13996、直六甲李文淮……案。以下、本稿で、「No.＋番號」のみの表記であれば、同治朝の案件を指す。なお、他の時代の案件を引くときには、特に次のように表示している。「咸豐朝 No.＋番號」など。

(31)「前歲臘月憑族分居、每人應分產田穀一百□十石、各房分關可憑。……殊文江父子套佃過手、延今抗租不納。理問、惡霸反妄稱系伊膳業、尤支子李應益將蟻業另佃石如海居耕。……」。

(32)「所爭之田究系該具呈分產、抑系李文江膳業、不難執出分關、投憑族證驗對明確、理清息事。毋遽興訟致傷一本之誼」。

(33)「長兄李文江佃耕蟻業穀田四十石數載、竝無押佃銀兩、迨後騙租。伊子李應益反將蟻業轉佃石如海、私取押銀一百五十兩吞用」。

(34)『巴縣檔案（同治朝）』No. 13952、仁十甲徐行之等……一案。

(35) 四川方言で、その意味は「納める」。

(36)「……李氏翁熊合順病故不葬、抗租不撥。李氏反以套剝逼斃。差喚、潑蠻。喚獲朝友。委主訊明利濟竝無逼斃情事。斷伊繳租六石、限合順屍棺二十日移葬」。

(37)「案經訊斷、著卽遵照。毋□□瀆」。

(38) 麥柯麗（Melissa Macaulay）「挑戰權威——清代法上的寡婦和訟師」（高道蘊・高鴻鈞・賀衛方編『美國學者論中國法律傳統』（增訂版）、清華大學出版社、二〇〇四）、阿

風『明清時代婦女的地位與權力――以明清契約文書、訴訟檔案爲中心』第五章「民事訴訟過程中婦女的身份與地位」（社會科學文獻出版社、二〇〇九）、吳佩林「清代四川南部民事訴訟中的婦女與抱告制度――以清代四川〈南部檔案〉爲中心」（『中國鄉村研究』第八輯、福建教育出版社、二〇一〇）を參照。

(39) この案件の前案である No. 13946 の中で、この寡婦のイメージはすでに言及されている。同治十年八月廿八の「催狀」では、職員何變齊、何春發らが「爲凶阻殯居事」の件で熊李氏を訴えたが、その中に「情本月職等以恃婦蠻殯控私佃張朝友主唆熊李氏將屍佔殯等情」とある。

(40) 實際に、No. 13722 の中に、同じく田主の訴訟狀において、「抗租」非難から「騙租」非難に切り替えた例もある。

(41) 『巴縣檔案（同治朝）』No. 13667、廉二甲孝慧堂爲……一案の中に、同治元年十月十一日の簽飭がある。No. 13745、廉七甲覃春山爲……一案の中に、同治二年十月十四日の簽飭がある。

(42) 『巴縣檔案（同治朝）』No. 13768、智四甲萬鎰順以……一案。

(43) 『巴縣檔案（同治朝）』No. 14008 の中の、田主張東山の「告狀」に、「前兩載欠穀十石二斗、讓一石下欠九石二斗。陽認利穀、久揹不交」とある。また、案件 No. 13743 の中の、田主盧志道の「稟狀」に、「詎陳升只揹租穀三十六石、下欠租穀十六石佔騙不給」とある。

(44) 『巴縣檔案（同治朝）』No. 13953、正九甲劉受亭控……一案。

(45) 「岐山父王泰發痞踞不搬。央團挽勸、勒讓租四石、仍就原佃、……今五月、□逼勒退、墊項不認、揹租不納」。

(46) 「殊受亭套租過手、圖騙押銀、只給銀十八定、重一百七十一兩零、下欠三百廿八兩零、支吾拖揹」。

(47) 『巴縣檔案（同治朝）』No. 14010、楊柳坊童義和控……一案。

(48) 『巴縣檔案（同治朝）』No. 13705、仁十甲徐裕秦以……一案。

(49) 「……咸豐十年、楊學青以銀百兩佃蟻業高峰坪耕居、約注每年揹佃租三十二石、不少升合、佃約抄呈。殊學青套佃後、奸狡異常。去因騙租五石、今五月退佃」。

(50) 「今秋共獲穀二十七石零。蟻揹租二十石、餘求讓免、不允。……今秋歉收、租穀照市酌揹、各團均有義讓、伊獨藉揹」。

(51) 『巴縣檔案（同治朝）』No. 13696、楊柳坊錢楊氏……案。

(52) 「佃戶錢海清之子錢大忠騙租穀銀兩、踞房不搬、害職捐項無力呈繳」。

(53) 「今年六月氏夫故、氏請憑眾勸伊讓穀三十餘石……殊龔理心懷叵測、升合不給」。

(54) 例えば No. 13705 の中に、「租佃契約」一枚が保存されているが、その內容は、「計抄立出佃田地房文約……卽日主客面議、楊姓出備押佃銀壹百兩整、其銀無利、每年付揹租穀三十二石。……以主人租斗交揹、不得短少升合。如年歲欠豐、照主人照市納租……」である。ここでは、「以主

人租斗交搪、不得短少」という規定が「納租」の道理であり、「如年歲欠豐、照主人照市納租」という規定が「減免」の道理である。なお、ここの「市」の意味は「市場價格」ではなく、「減免」する時の「慣習」を指す。この點については、筆者は別稿を準備中である。

(55)『巴縣檔案（同治朝）』No.0859、太平坊劉洪義等……案。

(56)「業租穀九石六斗。今秋欠收、搪租五石二斗。其餘求讓、非騙可比」。

(57) 例えば唐代の元稹の「同州奏均田狀」の中に、「既緣差稅至重、州縣遂逐年抑配百姓租佃」（『元氏長慶集』巻三十八）とある。また、宋代の蘇軾の『申三省起請開湖六條狀』の中に、「自來西湖水面、不許人租佃」（『東坡全集』巻五十六）とある。

(58)「唐占鼇佃約」立出佃田地文約人唐占鼇。……瓦房半向。牛欄、倉厥、柴山竹木、必要照守護蓄。……此系主客二家心甘悅服、竝無勉强。今恐人性解憑、特立此佃約爲據。（『清代乾嘉道巴縣檔案選編』上、頁七〇、四川大學出版社、一九八九）。

(59) 道光九年の「程思智佃約」の中に、「每年租穀主客均分、押佃銀五十兩整」とある。また道光十年「楊賢洪佃約」の中に、「在後主客田內平分」とある。（『清代乾嘉道巴縣檔案選編』上、「程思智佃約」頁七三、「楊賢洪佃約」頁七四）。

(60)「卽日、主客面議、楊姓出備押佃銀一百兩整」。

(61)『巴縣檔案（同治朝）』No.1388、節十甲王思九以……一案。

(62) 佃戶王碧福の租佃契約「年歲不一、旱時欠豐、主七客三均分、不得爭論」（咸豐十一年八月）。

(63)『巴縣檔案（同治朝）』No.1383、楊柳坊王正貴佃種……一案。

(64)「切蟻與伊系屬主客、無幸竊名相加、有玷聲名」。

(65) 欠租案件No.1374の中で、同治三年十一月二十一日、證人張愼齋の供詞に「因他們主客今年租穀不清、口角。向小的們理論、理處不下、因此來控」とある。ここでは、證人は「主客」という用語を利用して、田主・佃戶關係を述べている。また、No.1374では、知縣の最終判決によれば、田主の供詞は、「念在主客多年、諭小的繳銀一百七十兩、飭領各結完案」とある。知縣も同じく「主客」の用語を用いて、田主・佃戶の關係を理解したのである。

(66)『巴縣檔案（同治朝）』No.1393、楊柳坊僧世柄等……一案。

(67)「兩造誼屬主客、不忍興訟滋纍。當將世柄等呈詞攔回、憑團理處」。

(68) 例えばNo.1379では、同治五年九月十四日、廩生舒榮叢等が「爲聲息懇銷以敦和好事」の件で「懇狀」を提出したが、その中に「生等見伊等係屬主客、多年毫無紊亂……不忍兩造失和、挽勸理息」という文言がある。この案件において、兩者の不和を避ける意圖で紛爭の和解を勸めたのは、長年の「主客」關係のためであった。

(69) 孫希旦の『禮記集解』に、「賓客卽朋友之類、然同志者乃謂之朋友。而賓客則所該者廣、故分賓客於朋友而爲二、此七敎之所由名也」とある。ここの「賓客」關係は卽ち近世以來の「主客」關係である。

(70) 『禮記正義』鄭玄注、「恭在貌也、而敬又在心」。正義、「賓客輕、故主恭。祭祀重、故主敬」。ここから見ると、「恭」と「敬」には程度上、輕重の差異が存在する。

(71) 例えば『禮記』曲禮下の中に、「大夫士相見。雖貴賤不敵、主人敬客、則先拜客。客敬主人、則先拜主人」とある。

(72) 「且官與幕客非盡鄉里之戚、非有親故之歡、厚廩而賓禮之、什伯于鄉里親故、謂職守之所繫倚爲左右手也。而視其主人之休戚、漠然無所與於其心、縱無天譴、其免人謫乎。故佐治以盡心爲本」(汪輝祖『佐治藥言』、「盡心」條)。

(73) 「惟幕友居賓師之分、其事之委折旣了然於心、復禮與相抗、可以剴切陳詞、能辨論明確、自有導源回瀾之力。故必盡心之欲言、而後爲能盡其心」(汪輝祖『佐治藥言』、「盡言」條)。

(74) 「且賓之與主、非有勢分之臨也。合則留、吾固無負於人、不合則去、吾自無疚於己」(汪輝祖『佐治藥言』、「不合卽去」條)。

(75) 田主と佃戶の間の「主客」關係については、宋代の主戶と客戶間の「主客」關係が最も有名であるが、この宋代の「主戶」と「客戶」の關係は戶籍上と身分法上の意味が强い。この問題については多彩な論爭がある。宮澤知之「宋代農村社會史研究の展開」(谷川道雄編著『戰後日本の中國史論爭』、一九九三)、高橋芳郎『宋-淸身分法の研究』第二章(北海道大學出版會、二〇〇一)を參照。したがって、同治時代の巴縣の「主客」關係を、宋代の「主客」關係と同一視することはできない。

(76) 『儀禮注疏』士昏禮に、「鄉已行納采問名、賓主之情已通矣」という賈公彥の疏がある。

(77) 「職遭惡佃騙租痞踞、霸伐凶傷、情實難堪。叩勘驗喚究追逐搬、儆佃欺主刁習」。

(78) 「至餘欠銀錢租穀、小的念系主客、情願當堂義讓免還」(『淸代乾嘉道巴縣檔案選編』下、頁一五五、四川大學出版社、一九九六)。

(79) 「減免」慣習の問題については、筆者は別稿を準備中である。

(80) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 13745、廉七甲覃春山爲……一案。

(81) 「念在主客多年、諭小的繳銀一百七十兩、飭領各結完案」。

(82) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 13913、正二甲朱正春因……一案。

(83) 「伊兄弟不習正業、慣與伊戚訐訟、職知屢勸、不改。……前月職憑團鄰遣搬」。

(84) 例えばNo. 1373では、節九甲田主(孀婦)王姚氏は「爲窩招凶踞叩喚究逐事」の件で佃戶を訴えた。「唐世元、劉郭氏佃氏業耕。……不守本分、窩招游勇沈痞二佔來業內搭棚鳩踞……投團周利生等理讁搬移」。この案件で、田主は「おとなしくなく、危險な人物を招來した」という理由で、

租佃關係を解除している。

(85)『巴縣檔案（同治朝）』No. 13694、廉里五甲於聯芳告……案。

(86)「專於嗜逞性、每常在外惹禍生非。蟻屢理斥、反爲挾忿」。

(87) すなわち胡朝祥。

(88)「衅由彌陀寺僧性慈窺聯芳外出、伊卽來家、與聯芳妻文氏苟合。蟻常撞遇、已非一次。因思主客誼重、閒或理斥性慈不必往來。殊性慈挾忿、暗與文氏商串、向聯芳稱蟻誣伊不美情事」。

(89) 最終的に知縣の訊問の結果、佃戸の訴えは誣告だということが明らかになった。すなわち、佃戸の訴えは訴訟の方便に過ぎなかった。しかし、訴訟の方便に用いるのが可能だったということは、そうした忠告が當時普遍的に認可されていたことを逆に證明するものとなろう。

(90) 山田賢『移住民の秩序――清代四川地域社會史研究』（名古屋大學出版會、一九九五）を參照。

(91) 李禹階『重慶移民史』（中國社會科學出版社、二〇一三）五二六～五二九頁を參照。

(92) 巴縣の租佃契約の中に、家に對する說明は常にある。例えば注(57)「唐占鼇佃約」の中に、「瓦房半向、牛欄、倉厥、柴山竹木、必要照守護蓄」という規定がある。また、道光十七年佃主謝廣發の供狀の中に、「聲泰計將傢俱搬至小的家裡、把田犁了七丘」という文言がある。これに對して、佃戸鐘聲泰は「先行就把傢俱搬上莊去、已將田犁七丘」と稱した（『清代乾嘉道巴縣檔案選編』上、頁一六四）。

(93)『論語』子路「子路曰衞君」條（宮崎市定『現代語譯論語』、岩波書店、二〇〇〇）を參照。

(94) 禮制という視角から「租佃關係」を言及する論稿に、濱島敦俊氏の「『主佃之分』小考」（『中村治兵衞先生古稀紀念論文集』刀水書房、一九八六）がある。それ以外に、高橋芳郎氏も「主僕之分」、「主佃之分」に言及している（『宋―清身分法の研究』第一章、第二章）。

THE ACTUAL CONDITIONS OF THE LANDOWNER-TENANT RELATIONSHIP IN VILLAGES OF BA COUNTY DURING THE QING ERA : *KANGZU* 抗租, *PIANZU* 騙租, AND THE *ZHU-KE* 主客 RELATIONSHIP

LING Peng

Previous studies of the traditional Chinese landowner-tenant relationship generally took one of three perspectives known as the ethical perspective, the class perspective, or the economic perspective. However, each of these perspectives only concentrated on one facet of the landowner-tenant relationship. Furthermore, due to the limitations of the historical data, previous studies merely emphasized *kangzu* incidents as the main form of landowner-tenant disputes.

In this paper the author uses the Ba county archive to analyze many lawsuits over rents between landowners and tenants. He thereby finds that *kangzu* cases only constitute an extremely small proportion of the whole while the vast majority of cases are *qianzu* 欠租, *kenzu* 挝租, and *pianzu* 騙租 in villages of Ba county during the Tonzhi era. He then analyzes actual contents of the four types of rent disputes, thereby demonstrating that *qianzu* means the arrears of rents, *kenzu* means arrears of rents with inadequate reason, *pianzu* means refusal to pay rent using a fabrication, and *kangzu* means the refusal to pay rent and the denial of validity of the rent.

Although these distinctions among the four types were meaningful to the people at that time, they may have been ignored in scholarship heretofore. Therefore, we must adopt a new viewpoint in our studies in order to understand the importance and significance of these distinctions.

In this paper, the author examines subjective consciousness of the landowner-tenant relationship at that time in order to establish a new viewpoint from which to study the traditional landowner-tenant relationship in China. He thereby demonstrates that everyone whether landowner, tenant, neighbors and administrative officers commonly interpreted landowner-tenant relationships as a kind of *zhu-ke* (host and guest) relationships and dealt with related disputes in terms of *zhu-ke* relationship in Ba county during the Tongzhi era. In a word, a landowner (*zhu*) and a tenant (*ke*) understood and conducted affairs concerning landowner-tenant relationship such as payment of rent, reduction of and exemption from rent, and warnings under the ethical rules of the *zhu-ke* relationship.

Then, when viewed from the perspective of the *zhu-ke* relationship, we can

understand the distinctions among the four types and various aspects of landowner-tenant relationships. Regarding the landowner-tenant relationship as *zhu-ke* relationship is based on the specific history and society of Ba county during the Qing era, but it may also present a new viewpoint from which to understand social relationships in China after the early modern period.

THE COMMERCIAL WORLD AND ITS ORDER IN CHONGQING DURING THE MID QING ERA

TANII Yoko

This paper discusses the character of commercial activity and the social order of the commercial world in Chongqing from the latter half of the 18th century to the first half of the 19th century based on the Ba county archive.

Situated at a crucial location in the upper Yangtze river valley, Chongqing was the home of many transport ships, transporters, brokers, hotels, and stores for rent, thus the circumstances were ripe for merchants who wished to start businesses and enter the market. Most of their businesses were jointly managed by a small number of people, called *hehuo* 合夥, and the amount of their capital was generally small. Furthermore, as customers often failed to pay due to the custom of selling on credit, we can surmise that their financial circumstances were generally unstable. Merchants did not actively seek to extend their business, and instead collected their profits as soon as possible and went back home or invested in other businesses. Therefore, it was difficult to amass large amounts of capital, and it was common for merchants to abandon their businesses even though they were successful. On the other hand, it was relatively easy for merchants to enter the market. For these reasons, we can see that merchants with small and medium amounts of capital stood together in large numbers as new aspirants relatively frequently entered and left the Chongqing commercial world at the time.

In the case of disputes among them, merchants first attempted to settle their differences through mediation by neighbors or their fellow tradesmen. When they did go to the county court, the magistrate generally commanded neighbors and fellow tradesmen to investigate the dispute, and frequently it was settled peacefully at this stage. Those who mediated were chosen simply because they were close to the persons involved in the dispute, and had no other special capacity, nor were